

第6回光市中学校部活動改革推進協議会 代表者会議

令和6年9月20日(金)
光市教育委員会
部活動改革推進室

1

●議事

- (1) 所管説明
進捗状況について
- (2) 協議
 - ア 『地域クラブ活動紹介』の開催について
 - イ 指導者研修会の実施について
- (3) その他
光市公認指導者資格取得経費補助金について

2

●議事

(1) 所管説明 進捗状況について

3

(1) 進捗状況について

- 第1回代表者会議（令和4年12月22日）
 - ・「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方について」承認
- 第2回代表者会議（書面決議）令和5年1月
 - ・「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方について」の一部改正
- 第3回代表者会議（令和5年9月26日）
 - ・令和6年度から地域移行の試行運用を開始することを決定
- 第4回代表者会議（令和5年12月12日）
 - ・地域クラブ活動団体の登録要件を決定
 - ・施設使用料の減免措置について、「スポーツ少年団と同等の取扱い」と決定
 - ・部活動の地域移行の時期を明確化
- 第5回代表者会議（令和6年1月18日）
 - ・「地域クラブ活動（試行運用）実施要綱」（案）を承認

4

(1) 進捗状況について

● 令和6年4月～ 地域クラブ活動団体による試行運用を開始

○ 光市地域クラブ活動登録団体

- ・ スポーツ活動団体 15団体
- ・ 文化芸術活動団体 8団体
- ・ その他公認団体 7団体

} 合計 30団体

5

(1) 進捗状況について

【スポーツ活動団体】

87人

項番	団体・クラブ名	活動内容
1	光市剣道スポーツ少年団	剣道
2	光クラブユース	ソフトテニス
3	光柔道スポーツ少年団	柔道
4	HIKARI GLITTERS	バスケットボール
5	NEXSTARs光	バスケットボール
6	HIKARI (ST) (ヒカリシャトルチーム)	バドミントン
7	Mix Nuts	バスケットボール
8	HIKARI WINGS	バスケットボール
9	光フットボールクラブ	サッカー
10	壮心館空手クラブ	空手道
11	室横空手クラブ	空手道
12	武心会周防支部	空手道
13	元修館光支部スポーツ少年団	空手道
14	光市弓道連盟	弓道
15	光排球倶楽部	バレーボール

【文化芸術活動団体】

8人

項番	団体・クラブ名	活動内容
1	メンズコール光	男声合唱
2	混声くまげ「if」	混声合唱
3	たぶせ少年少女合唱団	少年少女合唱
4	光市民合唱団	混声合唱
5	光短歌クラブ	短歌
6	光花っこクラブ	華道
7	墨州会	水墨画
8	フレンド山口	写真

【その他公認団体】

67人

項番	団体・クラブ名	活動内容
1	ひかり探Qプロジェクト	光市の地域素材を生かした探究活動
2	B & G光スポーツ交流村 海洋クラブ	セーリング
3	中学生リーダー養成講座 ・光ジュニアクラブ	野外活動等
4	日本ボーイスカウト 光第2団	ボーイスカウト 運動の発展援助等
5	光お抹茶クラブ	茶道
6	手芸クラブ・布あそび	手芸
7	子ども未来応援団 N-Dance moving	ダンス

(R6.9.20時点)



光市中学校部活動の
地域移行情報サイト

6

(1) 進捗状況について



7

(1) 進捗状況について

- 第4回光市中学校部活動改革推進協議会
スポーツ活動推進部会

○日にち 令和6年6月5日(水)

- 協議内容
施設の使用料に係る減免の対象となる時期

8

(1) 進捗状況について

【改善前】

地域クラブ活動団体の登録完了後において、
使用料が減免になる時期が曖昧である。

9

(1) 進捗状況について

例：9/1に9月末までの申請（予約）をして使用料を納付した。
その後、9/20に「地域クラブ活動団体登録通知書」を受け取り、10月以降の申請をした。

申請等	施設使用 9月			10月		
	10日	20日	30日	10日	20日	31日
9/1 使用申請	減免なし					
9/20 地域クラブ活動団体 登録通知書						
使用申請 減免申請					減免適用	

※ 9/20の登録通知書取得後、9/30までの期間に「減免適用」の申請が行われるべきであるが、現状は「減免なし」の申請が行われているため、この期間に「減免適用」の申請が行われるべきであることが示されています。

10

(1) 進捗状況について

【改善案】

「地域クラブ活動団体登録通知書」を受け取った日以降の申請分について対象とする。

それまでに予約して使用料を納付した分については遡及適用（返還）しない。

11

(1) 進捗状況について

例：9/1に9月末までの申請（予約）をして使用料を納付した。
その後、9/20に「地域クラブ活動団体登録通知書」を受け取り、10月以降の申請をした。

申請等	施設使用 9月			10月		
	10日	20日	30日	10日	20日	31日
9/1 使用申請	減免なし					
9/20 地域クラブ活動団体登録通知書						
使用申請 減免申請				減免適用		

←-----→
減免の遡及適用はしない

12

(1) 進捗状況について

●第2回光市中学校部活動改革推進協議会
文化芸術活動推進部会

○日にち 令和6年7月25日(木)

○協議内容
吹奏楽の地域移行に向けて

○課題
楽器の調達や保管場所、活動場所の確保
受け皿があるのか

13

(1) 進捗状況について

●吹奏楽検討部会の設置

○地域移行に向けた方向性(手法等)について検討

○検討部会委員

- ・ひかり吹奏楽団代表者
- ・各中学校の吹奏楽部顧問(音楽の教員)

○開催時期

9月11日(水)に第1回目を開催

14

●議事

(2) 協議事項

- ア 『地域クラブ活動紹介』の開催について
- イ 指導者研修会の実施について

15

ア 『地域クラブ活動紹介』の開催について

○目的

部活動の地域移行に係る「改革推進期間」の最終年度に向けて、主に令和7年度中学新1年生及びその保護者を対象に地域クラブ活動団体の活動内容を紹介（説明）する『地域クラブ活動紹介』を実施することで、地域クラブ活動への加入を促進するもの。

○日時 令和6年11月30日（土） 13：30～

○場所 光市民ホール大ホール

○対象者 小中学生及びその保護者 ※一般の方も入場可

16

ア 『地域クラブ活動紹介』の開催について

○内 容

●大ホール

- (1) 所管説明（10分程度）
- (2) 地域クラブ活動団体紹介 ※希望する団体
 - ・各団体が活動のPR（舞台上で実践も可）
 - ・1団体5分程度

●ロビー展示

- ・華道や短歌など

17

●議事

(2) 協議事項

イ 指導者研修会の実施について

18

地域クラブ活動団体の登録要件

- 国の示すガイドラインに準じた活動を行っている。
- 規約等に基づき団体の運営を行い、会計について適切に執行され、必要に応じて公の場で承認を受けている。
- 活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者等や参加者が、傷害保険又は個人賠償責任保険に加入していること。

【スポーツ活動団体】

- 代表者等が光市スポーツ協会に加盟する団体に所属している、または光市スポーツ少年団の指導者として登録している。
- 代表者等が公認指導者資格を有している、または教育委員会が示す指導者研修会等を受講している。

【文化芸術活動団体】

- 代表者等が光文化協会に加盟する団体に所属しており、教育委員会が示す指導者研修会等を受講している。

【その他公認団体】

- 代表者等が教育委員会が示す指導者研修会等を受講している。

19

イ 指導者研修会の実施について

- 日 時 令和6年12月19日（木） 18：30～20：00
12月21日（土） 10：00～11：30

※いずれか1日に参加

- 場 所 光市教育委員会1階ホール

- 対象者 地域クラブ活動団体の指導者
※文化芸術活動団体、その他公認団体で公認指導者資格を有していない指導者を想定

20

イ 指導者研修会の実施について

○内 容

- コンプライアンスとガバナンス (26分)

- 指導者の役割と心構え (21分)

- ◇ 講 師

新潟医療福祉大学 副学長 西原 康行 氏

- 中学生との向き合い方 (24分)

- ◇ 講 師

新潟医療福祉大学 教授 吉田 重和 氏

※いずれも動画を視聴

21

●議事

(3) その他

光市公認指導者資格取得経費補助金について

22

(3) 光市公認指導者資格取得経費補助金について

■ 公認指導者資格取得経費補助金とは

中学校部活動の地域移行に係る地域クラブ活動団体の指導者として携わる意欲がある方に対して、新たに公認指導者資格を取得するための費用を補助する制度です。

■ 補助金の対象となる資格

- ・公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導者資格
 - ・その他公益法人などが認定する指導者資格
- ※文化芸術関係も含む

23

(3) 光市公認指導者資格取得経費補助金について

■ 補助金を受けるための要件

令和5年4月1日以降に公認指導者資格を取得し、以下のすべてに該当する方

- (1) 資格取得後において、中学校部活動の地域移行に係る光市地域クラブ活動団体の代表者又は指導者として協力ができる方
- (2) 他の機関等から同一の目的で交付される補助金等を受けていない方
- (3) 職業スポーツ従事者でない方
- (4) 光市内にお住まいで、市税を完納している方

24

(3) 光市公認指導者資格取得経費補助金について

■ 補助対象経費や補助額など

(1) 補助対象経費

- ・資格の取得に係る受講料(テキスト等の購入費を含む)
- ・資格登録料 ※交通費や宿泊費、資格登録更新料は対象外

(2) 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額

※**上限額50,000円、1人につき1回限り**

(3) 交付決定の取消し

交付決定の日から**4年以内に、光市地域クラブ活動団体の代表者等として協力ができなくなったときなど**

25

(3) 光市公認指導者資格取得経費補助金について

◆ 課題

■ 補助金を受けるための要件

(4) 光市内にお住まいで、市税を完納している方 ⇒ **改善が必要?**



※ 光市地域クラブ活動団体の指導者が指導者資格を取得したが、市外に在住している場合 ⇒ **対象外**

※ 市外在住で市内の中学校に勤務する教員が指導者資格を取得し、市内で地域クラブ活動団体を立ち上げる場合 ⇒ **対象外**

26